

鈴鹿市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道を廃止し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月2日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
稲生一丁目316号線	稲生町字松の下	稲生一丁目	111.9
	稲生一丁目		3.4～9.2